

下に、復興及び大政策資金より貸付を行はるる事。

自給公營又は国営の圏外にて復活發展を要するものも、大政策の原則に基きて斯くする必要が下る。

九、勅令を以て新たに労働庶民を保護する精神の充實せる労働法案を宣布し、労働省を改称、労働大臣を任命せらるべき事。

これに依つて始めて労働債銀、労働時局、労働保険、労働裁判、其他一切の労働問題に解決せられ、労働関係の施設は完備せられ、由來國家は労働関係の事實に依つて累せられざるに至り、富國の實が挙げ得らる。

十、思想問題の對策施設として新たに適宜の官制を定め、大臣級の責任者を置き、思想の征服は思想を以てす

るの主義を確立遂行し、從來の思想對策を一変する事。

思想對策、思想對暴力を、敢て不可存せざるが、その目的達成の上から見て無用有害である。健全なる国民性を以て誇る吾々は、思想を以て思想を征服する能はずして暴力を併用したとの記録を史上に遺したく無い。

十一、警察制度を改革して、從來の警察より高等警務を引致し、新たに高等警察を設け、之を前條の新設備に從屬せしむる事。

危険思想の滋擾、又は思想の悪化を不事實には、從來の刑事警察的方針の責任を輕少せざらば、前條の目的の爲に、本條の設備は當然である。

十二、東京を始め震災地域全般に於ける罹災者に對して、